

業務用季節別契約

（柏崎地区）

選択約款

平成 30 年 4 月 1 日実施

北 陸 瓦 斯 株 式 会 社

目 次

1.	この選択約款の変更-----	1
2.	用語の定義-----	1
3.	適用条件-----	2
4.	契約の締結-----	2
5.	使用量の算定-----	3
6.	料 金-----	3
7.	料金及び延滞利息の支払方法-----	3
8.	延 滞 利 息 -----	4
9.	単 位 料 金 の 調 整-----	4
10.	名 義 の 変 更-----	5
11.	契約の変更又は解約-----	5
12.	契約の解約に伴う契約中途解約精算額-----	5
13.	緊急調整時の措置-----	6
14.	そ の 他-----	6
付	則-----	7
	(別 表)	
1.	料金及び消費税等相当額の算定方法-----	8
2.	料 金 表-----	9

1. この選択約款の変更

- (1) 当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合には、お客さまとのガス料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によるものとし、(3) 及び (4) のとおり、変更された契約条件の説明、書面交付等を行います。
- (2) お客さまは、(1) に定めるこの選択約款の変更に異議がある場合は、この選択約款による契約を解約することができます。
- (3) この選択約款の変更に伴い、供給条件の説明、契約締結前の書面交付及び契約締結後の書面交付を、以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。ただし、(4) に定める場合を除きます。
- ① 供給条件の説明及び契約変更前の書面交付を行う場合は、書面の交付、インターネット上での開示又は電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により行い、説明及び記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。
- ② 契約変更後の書面交付を行う場合は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称及び住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。
- (4) この選択約款の変更が、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更、ガス工事に係る費用負担以外の条件の変更等、その他のガス小売供給に係る条件の実質的な変更を伴わない場合には、供給条件の説明及び契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明すること及び契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。

2. 用語の定義

- (1) 「契約最大使用量」とは、1 年間を通じて 1 時間当たりの最大の使用量をいいます（小数点以下切捨て）。
- (2) 「契約月別使用量」とは、契約開始月から終了月までの月別使用予定量をいいます。
- (3) 「契約年間使用量」とは、契約月別使用量の合計量をいいます。
- (4) 「契約月平均使用量」とは、契約年間使用量を 12 で除した量をいいます。
- (5) 「最大需要期」とは、12 月分（11 月検針日の翌日から 12 月検針日まで）から 3 月分（2 月検針日の翌日から 3 月検針日まで）までの 4 か月間をいいます。
- (6) 「契約年間負荷率」とは、次の算式により算定した割合をいい、パーセントで表示します（小数点以下切捨て）。

$$\text{契約年間負荷率} = \frac{\text{年間の 1 か月当たり平均契約使用量}}{\text{最大需要期の 1 か月当たり平均契約使用量}} \times 100$$

- (7) 「その他期」とは、4 月分（3 月検針日の翌日から 4 月検針日まで）から 11 月分（10 月検針日の翌日から 11 月検針日まで）までの 8 か月間をいい、「冬期」とは、12 月分（11 月検針日の翌日から 12 月検針日まで）から 3 月分（2 月検針日の翌日から 3 月検針日まで）までの 4 か月間をいいます。
- (8) 「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1 円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。

(9)「消費税率」とは、消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。

(10)「単位料金」とは、9に定める基準単位料金又は調整単位料金をいいます。

3. 適用条件

お客さまは、次のすべての条件を満たす場合には、当社に対してこの選択約款の適用を申し込むことができます。

(1) 契約最大使用量が6立方メートル以上であること。

(2) 契約年間使用量が契約最大使用量の400倍（小数点以下切捨て）以上又は契約年間負荷率が75パーセント以上であること。

(3) 契約月平均使用量が以下のとおりであること。

486立方メートル以上

(4) 不測の需要逼迫等の緊急時において当社が必要と認めた場合には、一般需要に先立って緊急調整（供給の制限又は中止）に応じられる需要であること。

4. 契約の締結

(1) この選択約款に関する契約は、当社が申し込みを承諾したときに成立いたします。

(2) 申し込みの際は、所定の申込書により当社に申し込んでいただきます。

(3) 契約期間は、次の通りといたします。

①新たにガスの使用を開始した場合は、料金の適用開始の日から同日が属する月の翌月を起算月として12か月目の月の定例検針日までといたします。

②契約内容を変更した場合は、変更後の契約の契約期間は、契約内容の変更の日の翌日からその変更の日の属する月の翌月を起算月として12か月目の月の定例検針日までといたします。

(4) 契約期間満了に先立って契約の解約または変更の申し込みがない場合および契約期間のご使用実績が適用条件を満たす場合で、当社とお客さまの双方が契約内容について異議のない場合には、契約はさらに1年間延長するものとし、以後これにならうものといたします。

(5) この選択約款にもとづいて契約をされたお客さまで、ご使用実績が適用条件を満たさない状況が連続している場合には、当社は、当社がやむをえないと判断した場合以外、契約期間満了日の翌日からの契約の継続はいたしません。なお、ご使用実績が適用条件を満たさない状況が連続している状態とは、前契約期間、今契約期間ともに3の適用条件を満たさない状態をいいます。また、契約期間満了の日から1年の間、同一需要場所でのこの選択約款の申し込みを承諾いたしません。

(6) 本契約の契約期間満了前に解約又は一般ガス供給約款（柏崎地区）に定める料金への変更をしたお客さまが、再度同一需要場所でこの選択約款又は他の選択約款（空調契約（柏崎地区）、軽かいプラン（柏崎地区）、湯かいプラン（柏崎地区）、爽かいプラン（柏崎地区）、空調夏期契約（柏崎地区）、小型空調契約（柏崎地区）、家庭用コージェネレーションシステム契約＜湯～たるエコプラン＞（柏崎地区）、家庭用セントラルヒーティング契約＜湯とりプラン＞（柏崎地区）又は家庭用空調契約＜おと空プラン＞（柏崎地区）に限ります。）の申し込みをする場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日又は一般ガス供給約款（柏崎

- 地区) への変更の日から1年に満たない場合には、当社は、その申し込みを承諾しないことがあります。ただし、設備の変更又は建物の改築等のための一時不使用による解約又は一般ガス供給約款(柏崎地区)への変更の場合はこの限りではありません((7)において同じ)。
- (7) 本契約の契約期間満了前に他の選択約款への変更を申し込みされた場合には、その申し込みを承諾しないことがあります。
- (8) 当社は、お客さまが当社との他の契約(すでに消滅しているものを含みます。)の料金又は延滞利息を、一般ガス供給約款に規定する支払期限日を経過しても支払われていない場合は、申し込みを承諾できないことがあります。

5. 使用量の算定

各月使用分の使用量は、前月の検針日及び当該月の検針日におけるガスメーターの読みにより算定いたします。

ただし、当該月の検針日以降、次月の検針日までに解約を行った場合には、当該月の検針日及び解約を行った日のガスメーターの読みにより算定いたします。

最大使用量は、原則としてガスメーターにより算定いたします。この場合、契約最大使用量はそのガスメーターの能力(一般ガス供給約款12-1(6)④なお書きの規定によりガスメーターを2個以上設置しているお客さまについてはそのガスメーターの能力の合計とします。)と同一といたします。

ただし、そのガスメーターの能力が25立方メートル毎時以上であり、お客さまが希望される場合には、負荷計測器を設置し、負荷計測器により最大使用量を算定いたします。この場合、負荷計測器本体は当社負担とし、取付関係工事費はお客さま負担とします。負荷計測器の故障等の場合には、当社とお客さまの協議によってその月における最大使用量を算定いたします。

6. 料 金

- (1) 当社は、別表の料金表を適用して、料金を算定いたします。
- (2) 当社は、料金について、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。
- (3) 料金は、一般ガス供給約款に規定する支払義務発生日の翌日から起算して30日目(以下「支払期限日」といいます。)までにお支払いいただきます。ただし、支払義務発生日の翌日から起算して30日目が休日の場合には、その直後の休日でない日を支払期限日といたします。
- (4) お客さまの都合や契約違反により本契約を契約期間中に解約した場合、又はガスの使用を一時停止した場合、その月の基本料金は(1)に基づく1か月当たりの基本料金全額とし、従量料金は(1)の従量料金に準じて算定いたします。

7. 料金及び延滞利息の支払方法

料金及び延滞利息は、口座振替又は払込みいずれかの方法によりお支払いいただきます。ただし、一般ガス供給約款に定める供給停止の解除のためにお支払いいただく料金又は延滞利息は、原則として払込みの方法によります。

8. 延滞利息

(1) お客さまが支払期限日を経過してもなお料金を支払われない場合は、当社は、支払期限日の翌日から支払いの日までの期間に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、次の場合には延滞利息は申し受けません。

- ① 料金を口座振替により支払われる場合で、当社の都合により料金を支払期限日の翌以降にお客さまの口座から引き落とした場合
- ② 料金を支払期限日の翌日から起算して10日以内に支払われた場合

(2) 延滞利息は、次の算式により算定して得た金額といたします。なお、本体料金は、料金からその料金に含まれる消費税等相当額を除いたものといたします。

$$\text{算定の対象となる本体料金} \times \text{支払期限日の翌日から支払いの日までの日数} \\ \times 0.0274 \text{ パーセント (1円未満の端数は切り捨てます)}$$

(備 考)

消費税等相当額の算定方法は、別表1(5)のとおりといたします。

(3) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせてお支払いいただきます。

(4) 延滞利息の支払期限日は、(3)の規定に基づきあわせてお支払いいただく料金の支払期限日と同じといたします。

9. 単位料金の調整

(1) 当社は、毎月、(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算式により別表の料金表における基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表1(4)のとおりといたします。

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金(1立方メートル当たり)

$$= \text{基準単位料金} + 0.070 \text{ 円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{ 円} \times (1 + \text{消費税率})$$

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金(1立方メートル当たり)

$$= \text{基準単位料金} - 0.070 \text{ 円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{ 円} \times (1 + \text{消費税率})$$

(備 考)

上記の算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は、切り捨てます。

(2)(1)の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

- ① 基準平均原料価格(トン当たり)

34,120円

- ② 平均原料価格(トン当たり)

別表1(4)で定められた各3か月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たりLNG平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。)をいいます。

(備 考)

トン当たりLNG平均価格は、当社の本社及び支社に掲示いたします。

③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

(算 式)

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

原料価格変動額＝平均原料価格－基準平均原料価格

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

原料価格変動額＝基準平均原料価格－平均原料価格

10. 名義の変更

お客さま又は当社が契約期間中に第三者と合併し、又はその事業の全部若しくはこの契約に関係ある部分を第三者に譲渡する場合には、お客さま又は当社はこの契約をその後継者に承継させ、かつ後継者の義務履行を相手方に保証するものいたします。

11. 契約の変更又は解約

- (1) お客さまのガス使用計画に変更がある場合、若しくは1によりこの選択約款が変更された場合は、契約期間中であっても、双方協議してこの契約を変更又は解約することができるものいたします。
- (2) 当社に契約違反があった場合、又はお客さまに契約違反があった場合（3の適用条件を満たさなくなった場合を含む）には契約期間中であっても、相互に契約を解約できるものいたします。

12. 契約の解約に伴う契約中途解約精算額

契約期間中において生じた契約の解約が、11（1）の規定によるものであって当社がやむを得ないと判断した場合以外、若しくは11（2）の規定によるものであってお客さまの契約違反のみによる場合には、当社は、次のとおり契約中途解約精算額を申し受けます。なお、精算額計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。

- (1) 新たにこの選択約款に基づいて契約を締結しない場合には、当社は、契約解約月に、次の算式によって算定される契約中途解約精算額を申し受けます。

$$\begin{array}{l} \text{契約中途} \\ \text{解約精算額} \end{array} = \left[\begin{array}{l} \text{解約日の翌月から} \\ \text{契約終了月までの} \\ \text{残存月数} \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{l} \text{基本料金相当額} \end{array} \right]$$

- (2) 新たにこの選択約款に基づいて契約を締結する場合であって、契約の解約日の翌日から契約最大使用量をそれまでの契約量から変更する場合には、当社は契約解約月に、次の算式によって算定される契約中途解約精算額を申し受けます。

$$\begin{array}{l} \text{契約中途} \\ \text{解約精算額} \end{array} = \left[\begin{array}{l} \text{前契約の1か月} \\ \text{当たりの基本料} \\ \text{金相当額} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{新契約の1か月} \\ \text{当たりの基本料} \\ \text{金相当額} \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{l} \text{解約日の翌月から} \\ \text{前契約終了月まで} \\ \text{の残存月数} \end{array} \right]$$

13. 緊急調整時の措置

一般需要に先立って緊急調整に応じていただいた場合には、別表2（1）及び（2）の基本料金を次の算式によって割引いたします。

$$(1) \text{ 定額基本料金割引額} = \text{定額基本料金} \times \frac{\text{調整時間}}{\text{当該月の時間数}} \times \frac{1 \text{ 時間当たりの平均調整量}}{\text{契約最大使用量}}$$

$$(2) \text{ 流量基本料金割引額} = \text{流量基本料金単価} \times \text{契約最大使用量} \times \frac{\text{調整時間}}{\text{当該月の時間数}} \times \frac{1 \text{ 時間当たりの平均調整量}}{\text{契約最大使用量}}$$

14. その他

その他の事項については、一般ガス供給約款を適用いたします。

付 則

1. 本選択約款の実施期日

本選択約款は、平成30年4月1日から実施いたします。

(別 表)

1. 料金及び消費税等相当額の算定方法

- (1) 料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。
- (2) 基本料金は、定額基本料金と流量基本料金の合計といたします。流量基本料金は流量基本料金単価に契約最大使用量を乗じた額といたします。
- (3) 従量料金は、基準単位料金又は10の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (4) 調整単位料金の適用基準は次のとおりといたします。
 - ① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日（うるう年は2月29日）に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑪ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の料金の算定

にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

- ⑫ 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

- (5) 料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします（小数点以下の端数切捨て）。

$$\text{料金に含まれる消費税等相当額} = \text{料金} \times \text{消費税率} \div (1 + \text{消費税率})$$

2. 料金表（消費税等相当額を含みます。）

- (1) 定額基本料金

1 か月につき	1, 6 2 0 . 0 0 円
---------	------------------

- (2) 流量基本料金単価

1 立方メートルにつき	3 3 3 . 5 9 円
-------------	---------------

- (3) 基準単位料金

	その他期	冬期
1 立方メートルにつき	7 0 . 1 8 円	8 1 . 3 0 円

- (4) 調整単位料金

(3) の基準単位料金をもとに、9の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

